○国土交通省告示第四十九号

成田国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一

二　空港の名称及び位置　成田国際空港　千葉県成田市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十三年国土交通省告示第四百四十八号及び平成二十四年国土交通省告示第千三百十一号を参照。）

イ　誘導路

延長　三万千五百九十五メートル

ロ　エプロン

面積　二百三十九万九千五百二十一平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十五年三月七日

○国土交通省告示第五十号

東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　東京国際空港　東京都大田区

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十四年国土交通省告示第三十六号及び第九百十八号を参照。）

イ　誘導路

延長　四万三千百十八メートル

ロ　エプロン

面積　二百六十八万千七百七十九平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十五年三月七日

○海上保安庁告示第一号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年一月十日　海上保安庁長官　北村　隆志

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の項中「PC 24　うらなみ」を「PC 24　ゆふぎり」に改め、「FM 08　みのお　」を「CL 171　ちよかぜ　FM 04　しらいと　」に改める。

別表巡視艇の項中「PC 24　ゆふぎり」を「PC 24　うらなみ」に改め、「CL 171　ちよかぜ　FM 08　みのお　」を「FM 04　しらいと　CL 171　ちよかぜ」に改める。

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の項中「PC 54　ぬのびき」を「PC 54　ぬのびき　PC 55　ふどう　」に改め、「FM 09　りゅうせい」を「CL 171　ちよかぜ　FM 09　りゅうせい」に改める。

別表巡視艇の項中「PC 54　ぬのびき　PC 55　ふどう　」を「PC 54　ぬのびき」に改め、「CL 171　ちよかぜ　FM 09　りゅうせい」を「FM 09　りゅうせい」に改める。

第三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の項中「PC 23　あわなみ」を「PC 23　あゆづき」に改める。

第四条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の項中「PC 25　しきなみ」を「PC 25　ともなみ」に改め、「FM 10　きよたき」を「CL 171　ちよかぜ　FM 10　きよたき」に改める。

第五条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の項中「PC 55　ふどう」を「PC 55　ふどう　PC 56　りゅうせい」に改める。

第六条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の項中「PC 56　りゅうせい」を「PC 56　りゅうせい　PC 57　たかたき　」に改める。

第七条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「FL 01　ひりゅう　FL 02　しようりゅう」を「FL 01　ひりゅう」に改める。

第八条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「FL 03　なんりゅう　FL 04　かいりゅう　FL 05　すいりゅう」を「FL 03　なんりゅう」に改め、別表巡視艇の項中「PC 53　なち」を「PC 53　りゅうおう」に改める。

第九条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の項中「PC 57　たかたき」を「PC 57　たかたき　PC 58　あおたき」に改める。

第十条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「FL 01　ひりゅう　FL 03　なんりゅう」を「FL 01　ひりゅう」に改める。

第十一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の項中「PC 58　あおたき」を「PC 58　あおたき　PC 59　なち　PC 60　みのお　」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年一月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定　平成二十五年一月二十八日

二　第三条の規定　平成二十五年一月二十九日

三　第四条の規定　平成二十五年二月十二日

四　第五条の規定　平成二十五年二月十四日

五　第六条の規定　平成二十五年二月十五日

六　第七条の規定　平成二十五年三月四日

七　第八条の規定　平成二十五年三月十二日

八　第九条の規定　平成二十五年三月二十一日

九　第十条の規定　平成二十五年三月二十六日

十　第十一条の規定　平成二十五年三月二十九日